

令和5年度第1回さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年6月28日(水) 午前10時00分から午前11時00分まで
- 2 会 場 ときわ会館5階 小ホール
- 3 出席者 委員4名(涌井雅之(委員長) 町田誠、佐野都市戦略本部長、篠崎都市局長)
※敬称略/欠席者: 関根ゆり
オブザーバー3名(黒田典子、本多建雄、麻生和彦) ※敬称略
事務局(都市公園課)5名(課長、担当4名(うち1名司会))
(農業政策課)3名(課長、担当2名)
(都市総務課)3名(課長、担当2名)
- 4 議 題 さぎ山記念公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針(案)等について
(仮称)さいたま市農業交流公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針(案)等について
- 5 公開等 非公開(さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例第7条第7項の規定による)
- 6 傍聴者 ー
- 7 審議内容 さぎ山記念公園の都市公園整備・運営管理事業公募設置等指針(案)の確認
(仮称)さいたま市農業交流公園整備・運営管理事業公募設置等指針(案)の確認
- 8 問合せ先 さいたま市都市局みどり公園推進部都市公園課(さぎ山記念公園)
TEL 048-829-1420
FAX 048-829-1979
さいたま市経済局農業政策部農業政策課((仮称)さいたま市農業交流公園)
TEL 048-829-1376
FAX 048-829-1944

9 議事要旨

●会議録へ署名する委員の指名

第1回の会議録の署名は、涌井委員長が町田委員と佐野委員を指名した。

●議題 さぎ山記念公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針(案)等について

<説明>

所管課より、さぎ山記念公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針(案)等について説明。

<質疑等>

- Q 認定計画提出者のほか、別の無料公演の公園グループの指定管理者がさぎ山記念館に事務所を構えるが、指針に事務所の取り扱いについて記載している箇所はあるか。
- A 公募設置等指針の P7（2）公募対象公園施設の整備に関する条件の3項目にさぎ山記念館1階の管理事務所は緑区無料公園の指定管理者が利用することを想定している旨を記載している。
- Q さぎ山記念公園の新たな指定管理者は、さぎ山記念館の緑区無料公園の指定管理者の事務所以外の部分は利用できるという理解で良いか。
- A その理解で問題ない。

<結果>

本委員会においては修正意見等でなかったため、市長の答申を得たうえで、原案のまま、公募設置等指針を公表することが了承された。

●議題 （仮称）さいたま市農業交流公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針（案）等について

<説明>

事務局より、（仮称）さいたま市農業交流公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針（案）等について説明。

<質疑等>

- Q 隣接する大崎公園と一体で公募を実施できなかった理由はなにか。
- A ヘルシーランドや大崎公園も含めて整備区域を拡大した場合の検討もしたが、その場合、事業の実施により多くの整備期間を要してしまうことから、時間的な要素を考慮し、まずは今回の事業区域の整備を進めることとした。
- Q 民間事業者は何で収益を上げるのか。
- A 収益施設については飲食、あるいは売店施設を想定している。その他、指定管理に利用料金制を導入しており、会議室の貸出などで収益を上げることが想定している。
- Q 会議室について、一部地元団体には従来通り利用料金の減免を行うとあるが、事業者に対し、現状どの程度の頻度で会議室が利用されているのか説明はするのか。
- A 参考資料に現状の施設の利用頻度に関する条件を示している。

<結果>

本委員会においては修正意見等でなかったため、市長の答申を得たうえで、原案のまま、公募設置等指針を公表することが了承された。

以上